新潟県条例第40号

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（新潟県防災会議条例の一部改正）

第１条　新潟県防災会議条例（昭和37年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
（委員及び専門委員） **第２条**　知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、４人以内、20人以内及び10人以内とする。 ２　市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 ３・４　（略）	（委員及び専門委員） **第２条**　知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の定数は、それぞれ16人以内、４人以内及び20人以内とする。 ２　市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。 ３・４　（略）

（新潟県災害対策本部条例の一部改正）

第２条　新潟県災害対策本部条例（昭和37年新潟県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（趣旨） **第１条**　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第８項の規定に基づき、新潟県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） **第１条**　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第７項の規定に基づき、新潟県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　平成26年７月12日までの間において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第５項第８号の規定により任命される新潟県防災会議の委員の任期は、第１条の規定による改正後の新潟県防災会議条例第２条第２項の規定にかかわらず、同日までとする。